

丸亀市議会傍聴規則

○丸亀市議会傍聴規則

(平成17年5月10日議会規則第2号)

改正 平成24年3月23日議会規則第2号

丸亀市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、これを一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席で傍聴しようとする者は、受付において自己の氏名及び住所を明記しなければならない。

3 報道関係者席で傍聴できる者は、議長が指定する新聞及び放送記者に限る。

(傍聴券の発行)

第3条 一般席で会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 団体に会議を傍聴しようとする場合は、その代表者又は責任者が交付を受けるものとする。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(議場への入場禁止)

第4条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、議場に入ることができない。

(会議資料の提供)

第5条 議長は、傍聴人に会議資料(丸亀市情報公開条例(平成17年条例第21号)第7条に規定する非開示情報が記録されている部分を除く。)を提供するよう努めるものとする。

(傍聴席に入ることのできない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品を携帯している者

(3) 張り紙等の意思を表示するものを携帯している者

(4) その他議長において、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(2) 大きな声や音を発する等、騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

丸亀市議会傍聴規則

(撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日議会規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。